

消防法が改正され平成18年6月1日から、全ての住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器を設置しましょう。

(ただし、すでに建っている住宅などは、平成20年5月31日まで特例により設置が猶予されます。)

Q 火災警報器の設置対象となる建物は？

- A
- 住宅
 - アパート・マンションなどの共同住宅・長屋住宅
 - 事業用建物に併設した住居部分

Q 火災警報器は何のために設置するの？

A 住宅火災によって亡くなった方は、建物火災全体で亡くなった方の9割を占め、そのうち6割は「逃げ遅れ」により亡くなっています。

住宅火災による犠牲者をなくし、被害を最小限に止めるためには、火災を早い時期に発見し警報音で知らせる《住宅用火災警報器》の設置が有効です。

火災の発生を早く知ると次のような**効果**が...

煙や火が回る前に、**安全に**避難できます。
消火器や汲み置きの水で、**初期消火**ができます。



Q 火災警報器を取り付ける部屋(場所)は？

A1 寝室として使用する部屋

寝室のほか、子供部屋や、日中は居間として使用しても、夜間、寝室として使用する部屋は設置しなければなりません。

ただし、来客のために一時的に寝室として使用する部屋は除かれます。

A2 階段

寝室として使用する部屋がある階の階段の上部。



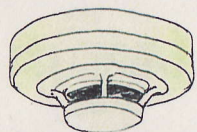
※ 台所・居間

台所・居間には設置義務はありませんが、安心、安全のため火災警報器の設置をお勧めします。

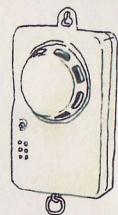
Q 火災警報器とはどういうもの？

A 煙を感知して、音声やブザーで火災の発生を知らせるものです。

天井取付型



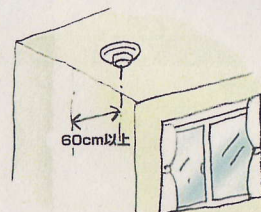
壁取付型



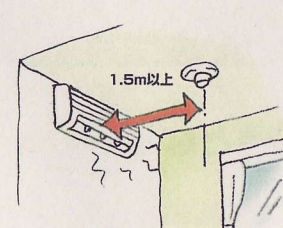
- 電源の種類により、電池式と家庭用電源(AC100V)のものがあります。
- 感知方式により、煙式と熱式がありますが、煙式を設置して下さい。

Q 火災警報器を取り付ける所(位置)は？

A1 天井に設置する場合

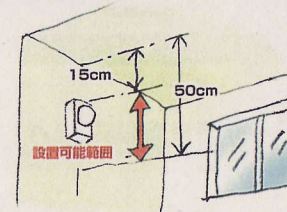


壁から60cm以上離れた位置に取り付けます。



エアコン等の空気吹出し口等から1.5m以上離れた位置に取り付けます。

A2 壁に設置する場合



天井から15cm以上50cm以内の位置に取り付けます。



★ 火災警報器は、信用できる販売店でNSマーク付きのものを購入しましょう。

★ 住宅用火災警報器は、電気店やホームセンターなどで、5千円から1万円位で販売されています。

悪質な訪問販売にご注意！

- 必要な性能を満たしていない粗悪品を高価で販売する。
- 消防職員のような服装や、消防職員のふりをして
 - 「消防署のほうから来ました。」
 - 「法律が変わって住宅にも設置しなければならなくなった。」
 - 「となりの家では設置した。設置していないのはお宅だけ。」
 などと言って強制したり、強引に売りつける。
- 不審に思ったら、家に入れない。買わない。お金を先に渡さない。

消防署では、火災警報器や消火器などの販売はしていません。



火災警報器に関するご質問などは、下記の消防署へお気軽にご相談ください。

鹿行広域消防本部 ☎ 0291-34-7119

潮来消防署 ☎ 0299-63-0119

行方消防署 ☎ 0291-35-0119

鉾田消防署 ☎ 0291-34-0119

麻生出張所 ☎ 0299-80-6119

玉造出張所 ☎ 0299-36-2799

旭出張所 ☎ 0291-34-4119

大洋出張所 ☎ 0291-34-5119